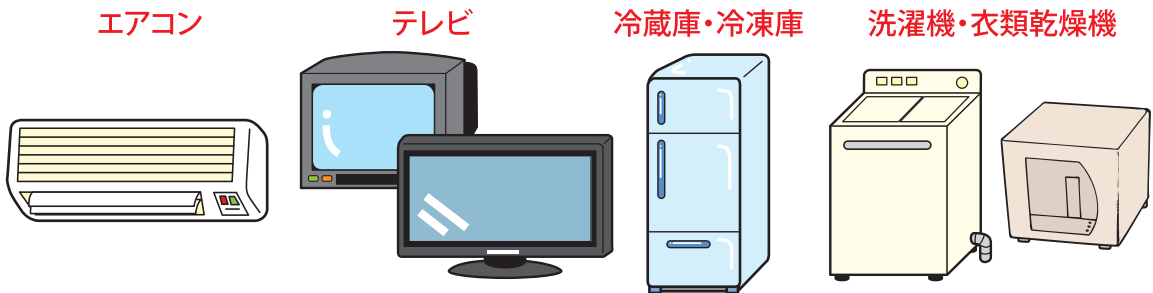


家電リサイクル法とは、一般から排出された家電製品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

それに伴う費用については、消費者(排出者)の責任において支払わなければなりません。

消費者(排出者)が家電リサイクル法対象製品を処分する方法

消費者(排出者)が家電リサイクル法対象製品を処分するときは、基本的に「**収集・運搬料金**」と「**リサイクル料金**」の**2つの費用を支払う**ことになります。



※家電メーカーでリサイクル料金が異なります。

エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機の処理方法

- 上記の家電を処理する場合は、「リサイクル料金」+「収集・運搬料金」の支払いが必要です。過去に購入したお店もしくは買換え時のお店に相談するか、一般廃棄物収集運搬許可業者にご相談ください。
 - 家電リサイクル券を郵便局で購入し(貼らずに)、指定引取場所に自己搬入すると、収集・運搬料金はかかりません。(リサイクル券購入時に別途振込手数料が必要となります。)
- ※対象外になる製品もありますので、詳しくは、(財)家電リサイクル券センターにお問い合わせ下さい。

(財)家電リサイクル券センター TEL0120-319640
 ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

指定引取場所

佐川急便(株)田辺店	田辺市上の山1丁目14-18 TEL0739-25-0120
佐川急便(株)新宮店	新宮市王子町3丁目15-13 TEL0735-21-3088
日本通運(株)紀南支店田辺営業センター	田辺市新庄町田鶴1745-3 TEL0739-22-1230
日本通運(株)新宮営業センター	新宮市新宮字鴻田3563-7 TEL0735-22-5221

廃食用油回収

廃食用油回収を**年2回実施**するので、各回収場所の回収容器に出してください。

